

## 地場産業障がい者就労促進事業委託業務 企画提案指示書

### 1 委託する業務名

地場産業障がい者就労促進事業委託業務

### 2 業務の目的

水福連携など福祉と地場産業との連携を促進し、人手不足が深刻な地域の水産加工業をはじめとした地場産業において障がいのある方の就労を促進することにより、良質で安定的な正社員雇用の創出及び定着を図る。

### 3 委託業務の内容

- (1) コーディネーター派遣による地場産業と障がいのある方との一般就労のマッチング支援水産加工業をはじめとした地場産業にコーディネーターを派遣し、障がいのある方の一般就労のマッチングを支援するほか、受け入れ事業者に対しては障害者を継続して雇用するためのアドバイスを行うことで正社員雇用の創出を図り、障害のある方の就労継続を支援する。
- (2) 対象業種への就職を希望する障がい者を対象にした支援  
従来の水産加工業の仕事内容に対する認知度が不足していることが原因で就労希望者が少ないことから、仕事内容を知ってもらうための見学会や体験就業を実施する。また、定着支援のためのコーディネーターによる相談を実施する。
- (3) 成果報告会の開催  
関係事業者、障がい者の就労支援機関などを対象とした成果報告会を開催し、事業成果の浸透を図る。
- (4) 報告書の作成  
本事業の成果をとりまとめた報告書を作成する。  
(紙媒体10部、CD-R2枚)  
注：本事業は、「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」に基づく委託業務であることから、国の示す「地域活性化雇用創造プロジェクト募集要項」等の関係規定を踏まえ実施するとともに、本事業による良質で安定的な正社員雇用の創出の実績が求められることに留意すること。

### 4 提案に当たっての留意事項

- (1) アウトプット目標（成果目標）：支援事業者数50社以上
- (2) アウトカム目標（成果目標）：良質な正社員就業者5名以上  
注：実施年度の10月末までに目標の8割を達成すること。

### 5 委託期間

契約締結の日から令和6年（2024年）2月29日（木）まで（予定）

### 6 人件費等

原則として委託経費の50%以上を、人件費（給与、講師謝金等）に充てるものとする。

### 7 予算上限額

4,954千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

### 8 審査基準

審査は次の項目について総合的に評価するので、十分留意のうえ企画提案書を作成すること。

- (1) 運営方針  
本道の障がい者福祉及び地場産業に精通しており、障がい者就労に関するアドバイスや、関連機関及び市町村等との連絡調整ができる実務能力を有しているか。
- (2) 管理運営  
ア 業務を実施するに当たって必要な業務処理体制となっているか。

イ 企画から実施に至るまで、効果的で適切なスケジュールとなっているか。

(3) 事業内容

ア 障がいのある方と支援対象企業等の選定及び支援方法が、本事業を実施する上で適切な内容となっているか。

イ 障がいのある方と支援対象企業等のコーディネート方法が、障がいのある方の良質で安定的な正社員雇用の創出・定着が図られるものになっているか。

ウ 本事業の目的を理解し、高い事業効果が得られるような内容となっているか。

(4) 道施策との適合性

ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。

イ 「障がい者就労支援 企業認定制度」の一定以上の認証ポイントを取得しているか。

## 9 事業者の選定

本事業の実施においては、人手不足が深刻な地域の水産加工業をはじめとした地場産業で障がいのある方の就労を促進するため、業界団体、福祉関係団体等と横断的な連携が必要である。

また、障がいのある方の良質で安定的な雇用創出の取組を確実に実施するためには、高度な専門的知識や豊富な経験に基づく分析・判断が必要であるとともに、業務の最適な処理方法をあらかじめ設定できず、契約に係る仕様を具体的に提示することが困難である。

このことから、業務処理能力全般について、総合的な審査が可能なプロポーザル方式を採用する。

## 10 プロポーザル提出事業者の要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 本道の障がい者福祉及び地場産業に精通した民間企業、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等（以下、「民間企業等」という。）であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者で、本社、事業所、支店などが北海道内に所在する民間企業等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

(2) 過去2年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、障がい者の就労支援の実績を有しているか、あるいはノウハウを有している民間企業等であり、誠実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのあるものを含む。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(5) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(8) 複数企業体（法人及び個人を含む。）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体の企業体とする。

(9) コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

## 11 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書及び添付資料を提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書（別添様式1）及び添付資料

- (2) 提出部数  
1部
- (3) 提出期限  
令和5年(2023年)4月5日(水)午後5時00分(必着)
- (4) 提出場所  
北海道 保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課 社会参加係 主査(就労支援)  
住 所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
電 話：011-231-4111(内線25-730)  
FAX：011-232-4068
- (5) 提出方法  
持参または郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれか)  
(持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで)  
※全ての提出書類は返却しません。  
また、提出期限以降における参加表明書等の差し替え及び追加等は認めません。

## 12 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、道から企画提案書の提出の要請を受けた者は、次により企画提案書を提出すること。

- (1) 提出書類  
企画提案書(別添様式2)
- (2) 提出部数  
10部  
※1部は提案者名を記載したもの。残り9部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること)
- (3) 提出期限  
令和5年(2023年)4月12日(水)午後5時00分(必着)
- (4) 提出場所  
上記11(4)に同じ
- (5) 提出方法  
持参または郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれか)  
(持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで)  
※全ての提出書類は返却しません。  
また、提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めません。

## 13 企画提案書に関するヒアリング

- (1) 企画提案書を提出した者に対して、プロポーザル審査会においてヒアリングを実施する。(ヒアリングの日時、場所は別途通知する。)
- (2) 企画提案書提出者の数が5を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった参加者のプロポーザルは無効とする。

## 14 業務上の留意事項

本事業は、国の「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」に基づく委託業務であることから、次の要件に留意すること。

- (1) 国の示す「地域活性化雇用創造プロジェクト」の募集要綱等に従うこと。
- (2) 厚生労働省で定める補助金等の各種要綱等に従うこと。
- (3) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議し決定すること。
- (4) 道は受託者に対して必要な資料等について、可能な範囲で提供すること。
- (5) 地場産業及び障害福祉サービス事業者等の定義  
ア 地場産業の定義  
本事業でいう地場産業とは、一定地域に集中して産地形成を成し、地域の素材・資源を利用し

て特産品を製造する産業であり、製造業（食料品製造業等）及び農林水産業並びに観光サービス産業とする。

イ 本事業でいう障害福祉サービス事業者等とは、次のとおりとする。

- ・就労移行支援事業所
- ・就労定着支援事業所
- ・就労継続支援A型事業所
- ・就労継続支援B型事業所
- ・北海道立特別支援学校
- ・その他の障がい者

## 15 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成・提出に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。  
事前に不参加を決定した場合は、令和5年（2023年）4月12日（水）午後5時までに上記11(4)の担当窓口連絡すること。
- (4) 無効となる提出書類  
企画提案書及び添付資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
  - ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
  - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
  - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 本業務の成果品に係る著作権は北海道に帰属する。
- (6) 著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。
- (7) 手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (8) 契約書作成の要否  
要
- (9) 関連情報を収集するための窓口  
上記11(4)に同じ  
※北海道 保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課のホームページを参照のこと。  
ホームページアドレス <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index.html>
- (10) 審査結果及び特定者名  
公表する。